

国際法協会第79回(2020年)京都大会(オンライン)報告

国際法協会の第79回世界大会は、2020年11月29日から12月13日までオンラインで開催された。国際法協会日本支部が主催しての世界大会の開催は、1964年8月16日から22日まで東京で開催された第51回大会以来、2回目である。本大会はもともと、2020年8月23日から27日まで国立京都国際会館において開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大のため、ロンドン本部との協議を経て、国際法協会世界大会としては初のオンラインによる開催となった。本大会には世界の各支部から計489名(日本からは93名)の参加を得て成功裏に終了した。

大会のテーマは、Bridging for the Futureであった。委員会が開いた公開会合は以下の通り。12月3日に Procedure of International Courts and Tribunals; Global Health Law、12月5日に Implementation of the Rights of Indigenous Peoples; Role of International Law in Sustainable Natural Resource Management for Development、12月6日に Nuclear Weapons, Non-Proliferation and Contemporary International Law、12月7日に Sustainable Development and the Green Economy in International Trade Law; Use of Force: Military Assistance on Request、12月8日に Human Rights in Times of Emergency; International Securities Regulation、12月9日に Intellectual Property and Private International Law、12月10日に Participation in Global Cultural Heritage Governance; Submarine Cables and Pipelines under International Law、12月11日に International Monetary Law (MOCOMILA)。研究部会については、12月7日に Content and Evolution of the Rules of Interpretation、12月8日に International Tax Law、12月9日に Cross-Border Violations of the Rights of Children in Migration, Enforcement Mechanisms & Legal Remedies、12月11日に Asian State Practice of Domestic Implementation of International Law である。

その他、本部が企画・実施したパネルが7つあった。このうち、International Law in the Digital World; Justice and Responsibility for the Next Global Order; Environmental Protection, Climate Change & Green Economy の3つ(いずれも12月9日に実施)は、日本の実行委員会が当初企画していた公募による若手のためのパネルを元としている。

今回の世界大会では、Procedure of International Courts and Tribunals; Global Health Law; Implementation of the Rights of Indigenous Peoples; Role of International Law in Sustainable Natural Resource Management for Development; Nuclear Weapons, Non Proliferation & Contemporary International Law; Intellectual Property and Private International Law の6委員会及び Content and Evolution of the Rules of Interpretation 研究部会による決議が採択された。

以下の報告は、委員会・研究部会に所属している日本支部会員によるものである(順不同)。委員会・研究部会の報告書は国際法協会のホームページ <http://www.ila-hq.org/> に掲載されており、大会の様子は大会記録に掲載される予定である。日本支部のホームページ <http://www.ilajapan.org> にもプログラム等を掲載している。併せてご参照頂きたい。

① 「国際通貨法」委員会(MOCOMILA)

2020年11月28日の委員会内の非公開会合では、事務打合せ(来年、委員長を William Blair 判事(英)から Chiara Zilioli 教授に交代することを決定)の後、① 久保田隆・早大教授(日)が「Possible Conflict of Monetary Sovereignty in Asia in Light of CBDC」、② Christos Gortsos・アテネ大教授(ギリシア)が「Initiatives Undertaken by International Financial Forums Amidst the Current Crisis」、③ Chiara Zilioli・欧州中銀法務部長(伊)が「The Actions of the ECB in Response to the COVID-19 Crisis」と題する報告を行い、各々活発に議論した。

2020年12月11日の公開会合では、① ゲストとして別所昌樹・日本銀行参事役が日本のCBDC(中央銀行デジタル通貨)の検討状況について講演を行い、② Thomas Baxter・Sullivan & Cromwell 弁護士(米)が「The Legal Implications arising from the end of LIBOR」、③ 前出 Zilioli 部長が「The European Legal Issues arising from the end of EONIA and EURIBOR」、④ Eva Hüpkies・FSB 規制監督局長(スイス)が「The Role of the Financial Stability Board in International Regulation in Changing Times」、⑤ Benjamin Geva・ヨーク大教授(加)が「Third-party Service Providers under the Second European Union Directive on Payment Services in the Internal Market」、⑥ 前出・Gortsos 教授が「The Evolution of the Institutional and Regulatory Framework Governing European Banking Union」、⑦ Rosa Lastra・ロンドン大クイーンメリー教授(英)が「Lex Cryptographica Financiera」、⑧ Klaus Peter Follak・コンサルタント(独)が「European

Union Perspective on the Regulation of Crypto Assets」と題する報告を行い、各々活発に討議した。

(久保田隆)

② 「国際証券規制」委員会

国際証券規制委員会は、レビン教授(英)のリードで次の4つのセッションが組織された。第1に、ウェブ氏、松尾氏(ゲスト、金融庁)、ガーデラ氏が、それぞれオーストラリア、日本、EUにおける「金融当局のコロナウイルス感染拡大への対応」を報告した。第2に、「持続可能な金融」では、マクニール教授(英)が持続可能な社会の実現と金融の役割について基調報告を行った。持続可能性に向けた動きを投資と会社の意思決定という2つのトラックに分け、イギリスとEUにおけるそれぞれの展開を整理した。投資家に対する資産運用者の信任義務と取締役の会社に対する信任義務が衝突しうること、今後の対応として、衝突の維持・解消・緩和の3つの選択肢を提示し、それぞれの得失を示した報告は極めて有意義であった。基調報告に対し、グレブラー氏(ブラジル)、ステューブズ氏(米)、および私がコメントを述べたが、前2者はESG投資(企業統治・社会・環境を重視した投資)にやや消極的であった。第3に、前回に続き「フィンテックの諸問題」が取り上げられ、ESG投資におけるAIの利用(レビン教授)、暗号資産の規制の動向(フォラック氏)、中央銀行による暗号通貨の発行(ベリー氏)、フィンテック企業の上場問題(スー氏)など、興味深い報告がなされた。第3セッションはフォローアップであったため、ややまとまりを欠いた。第4として、「LIBORの廃止に伴う実務上の問題」を取り

上げる予定であったが、会議の時間を超過していたため制愛された。

今回は、報告書の作成が間に合わなかったため、話題ごとに報告者とスピーカーを決め、各自がスライドを用意するなどして報告やスピーチを行った。このため多くの論点を取り上げられたが、議論のための時間を十分にとることができなかったことは残念である。オンライン開催のため、参加者は従前より多かった。

(黒沼悦郎)

③ 「核兵器、不拡散および現代国際法」委員会

本委員会は、Jonathan Black-Branch 教授(英)を委員長とし、Dieter Fleck 博士(独)を報告者として2007年にマンダートを採択して発足した。今大会における公開の委員会は、12月6日に開催され、約50名が参加した。まず報告者から、これまでの委員会における検討の経緯を紹介するとともに、今後も委員会の活動を継続することに関する決議案を提示し、今後2年間は、検証と管理、放射性廃棄物、核抑止の3つの問題に焦点を当てて検討したい旨の提案が行われた。

その後の討論において、委員会のマンダートには含まれていると考えられるが、決議附属の勧告案においては扱われていない事項として輸出管理があるとの指摘があり、これに対して報告者から、勧告案のA1で「politically binding commitments」に言及があるが、これは輸出管理レジームのほか、一部安保理決議や企業にかかる取決めもカバーしているとの説明があった。他方、ICJの核軍縮義務事件や核兵器禁止条約(TPNW)など、もう少し法的側面を扱うべきであるとの

指摘もあり、これに対しては報告者から、TPNWは新しい問題でやや取り上げるのは時期尚早と判断してNPTに焦点を当てたが、12月8日にTPNWに関するパネルを開催する予定であることが紹介された。関連して、TPNWとNPTの関係について分析すべきとの提案がなされたほか、イランの核問題との関連で作成された「包括的共同作業計画(JCPOA)」は法的文書ではないものの検討に値する、新しい科学技術のこの分野に対する影響の検討を行うべき、といった意見が出された。

決議案については、決議案で「承認する」とされている決議附属の勧告案に注釈がついていることに関して、これまで注釈を承認するという決議は例がないのではないかの指摘がなされたため、附属書を勧告のみからなる附属書Iと注釈付きの勧告である附属書IIに分け、前者を承認し後者に留意するとの方式が了承された(総会でもそのまま採択された)。

なお、上記の予告通り、今大会の一部として12月8日に「The 2017 Nuclear Weapons Prohibition Treaty: Its Practical Impact on Nuclear Security & Arms Control」と題するパネルが開催された。

(浅田正彦)

④ 「知財と国際私法」委員会

本委員会は、河野が委員長を、またAxel Metzger フンボルト大学教授(独)及びPedro de Miguel Asensio マドリッド・コンプルテンセ大学教授(西)がコ・ラポルトゥールを務める形で2010年に設置された。上記3名の役員のほか32名の委員が参加し、日本からは横溝大・名古屋大学教授、小島

立・九州大学教授が参画している。

本委員会は2012年にリスボンで最初の会合を開催して以降、毎年会合を開催してきたが、今回最終成果として「知財と国際私法に関するILAガイドライン」(京都ガイドライン)を提出し、委員会としての活動を締め括ることとした。12月9日(日本時間21時)Pravin Parekh 座長の議事進行のもとにオープンセッションが開催した。まず河野が過去10年間の委員会の活動概要を報告し、WIPOやハーグ国際私法会議との連携にも触れつつ、現在も知財と国際私法に関するグローバルな法的文書策定の必要性が高いことを述べた。その後Axel Metzger教授が京都ガイドラインの国際管轄に関する規定と競合訴訟の場合の処理規定を説明した。次いでJane Ginsburg コロンビア大学教授がガイドライン中の抵触法規定のうち、属地主義の原則と知財権に関する規定を解説、引き続いてMarie-Elodie Ancel パリ第二大学教授が契約関連の準拠法規定について説明した。最後にPedro de Miguel Asensio教授が残る抵触法規定のうち知財侵害に関する規定と権利管理団体に関する規定、さらに外国判決承認に関する規定を説明した。この5人の発表後、座長は質問の有無を参加者に尋ねたが質問はなかったため、採択に移り、座長が決議文を読み上げ、採択を宣言した。その後Pierre Bodeau-Livinec ILA 研究部長が、本委員会の長年をかけた成果と作業メソッドに対する謝辞を述べて閉会した。なお12月13日の全体会合でも採択され、本委員会は任務を満了したが、今後も暫くは京都ガイドラインの詳細コメントの公刊、及び同ガイドラインの各国語への翻訳(10か国語以上)を進める予定にしている。

(河野俊行)

⑤ 「健康に関するグローバルな法」委員会

健康に関するグローバルな法(Global Health Law)委員会の公開会合は、日本時間2020年12月3日(21時—22時40分)に開催され、COVID-19のパンデミックに関するILA決議草案に関し、議論が行われた。同草案は、同年4月5日にメール審議で採択された本委員会声明をもとに作成されたもので、共同委員長のFrederick Abbott教授(米)とBrigit Toebes教授(蘭)が起草を主導した。その内容は、1. 国際協力の必要性、2. WHOに対する支持、3. WHOの対応に関する独立評価の必要性、4. 基本的人権の尊重、5. 食糧安全保障と貿易の関係性、6. 医薬技術の利用可能性の助長、7. 人権・自由の一時的制限の問題点、8. 人道的支援の必要性、9. 武力紛争の停止要請、10. 経済制裁の及ぼす悪影響、11. 安保理の役割、12. 腐敗防止の必要性、13. IMFと世銀の役割という13項目から成る。この決議案に対しては、パンデミックに対してとったWHOの一連の対応に批判があることについて言及すべきであるとか、中国の初期の対策の不十分さや責任についても指摘すべきとの意見が出されたが、共同委員長はいずれについても消極的な姿勢を示し、決議案を修正する必要性を認めず、決議案はほぼそのままコンセンサスで採択された。

COVID-19のパンデミック発生により、本委員会を取り巻く状況は一変したが、残念ながらその活動はあまり能動的なものとはいえない。上記決議案は、各項目の記述が一般的な内容にとどまっているため、ほとんどの項目について異論は出ないが、国際法の観点から有意義な検討がなされているかは疑問であ

る。むしろWHOや中国の対応について、本委員会として国際法に基づく独自の分析を行うことが自然だと思われるが、共同委員長はWHOの独立パネルの検証に委ねるという姿勢を崩さなかった。WHOと深い関係を有する委員が中心となっている本委員会には、法的な観点から客観的な検討を行うことについて限界があるのかもしれない。

(阿部克則)

⑥ 「先住民族の権利の実施」委員会

先住民族の権利の実施委員会は、「先住民族の権利に関する国連宣言」の条文内容の明確化を目的とした「先住民族の権利委員会」を引き継ぎ、土地、領域、資源に対する権利の実施を検討することを目的として、2013年に設置された。Dalee DoroughとWillem van Genugtenが共同委員長を、Federico LenzeriniとTimo Koivurovaが共同報告者を務めている。

本委員会は、12月5日、午後2時から公開会合を開催した。まず委員会メンバーから提出された事例研究を総括した最終報告書案について説明がおこなわれた。報告書案は「序」「テーマ、アプローチ、結果」「グッドプラクティスの一般的側面」「考察と今後に向けて」「勧告」から成る。6年間の委員会の活動において36の事例研究がおこなわれたが、報告書案では、それらを積極的又は消極的かを評価して分析している。もっとも、必ずしも白黒つけることが出来ない灰色の事例や積極的な展開が認められても不十分である事例も存在することも報告書は認めている。総じて、先住民族の権利の実施状況について満足していないが、かといってそれは特別なことではなく、他の人権一般の実施状況と多かれ

少なかれ同じであることが強調されている。報告書案と用意された決議は、質疑応答を経て採択された。

採択された決議は、国家に慣習国際法上及び適用可能な条約上の先住民族の権利に関する義務を完全に順守することを要求するとともに、14項目からなる勧告を国際社会、国連関連機関、国家、すべての関連アクター等に対しておこなっている。決議は、ILAの理事長がこの決議と最終報告書を国連事務総長や国連人権理事会、PFII、EMRIP、先住民族の権利に関する特別報告者、国連人権高等弁務官事務所、ICJのレジストラ等に送付することを求めている。

この最終報告書・決議を受けて、本委員会は任務を完了したとして解散された。

(小坂田裕子)

⑦ 「国際貿易法における持続可能な開発とグリーン経済」委員会

本委員会は2014年に設置され、Mary Footer教授(英)が委員長を、Locknie Hsu教授(星)とMeredith Kolsky Lewis教授(NZ)が共同報告者を務めてきた。京都大会における最終報告書の採択を目指していたが、残された問題があるとの認識の下、委員会の任務を2022年大会まで延長することとなった。これに伴い、共同報告者のうちHsu教授がGregory Messenger博士(英)に交代している。

本委員会の会合は、Chantai Ononaiwu博士(ジャマイカ)の司会の下、2020年12月7日18時から開催された。

まずFooter委員長から、委員会がマンデートとして①貿易と環境の相互支持(mutual supportiveness)、②気候変動とエネルギー、

③貿易と農業、④貿易と開発を対象としていること、京都大会に提出された中間報告書ではこのうち貿易と環境の相互支持(第1部)と気候変動とエネルギー(第2部)を扱っていることが説明された。

次にGiovanna Adinolfi委員(伊)から中間報告書第1部についての説明が行われ、特に欧加自由貿易協定(CETA)や環太平洋パートナーシップ(TPP)協定などにおける相互支持関連規定が紹介された。また中間報告書第2部に関しては、Messenger委員から森林管理について、Harro van Asselt委員(蘭)からカーボンライジングについて、Ilaria Espa博士(瑞)からエネルギー補助金について説明された。

討議では、米欧間の環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)協定交渉において新たな規制協力の枠組みが議論されたことや、欧中間で交渉されている投資協定において市民社会の参加が限定される恐れがあることなどについて意見交換が行われた。

委員会は、2021年1月に非公式会合をオンラインで開催し、成果物の形式を含め、最終報告書の採択に向けた活動方針を議論することとなっている。

(福永有夏、平 覚)

⑧ 国際裁判所の手続委員会

本委員会は2016年に設立され、共同委員長をHélène Ruiz Fabri・Philippe Sands・濱本正太郎の3名が、共同報告者をArman SarvarianおよびFilippo Fontanelliの2名が務めている。委員会の検討対象は、国際司法裁判所(ICJ)・国際海洋法裁判所(ITLOS)・世界貿易機関(WTO)紛争処理手続・国家間仲裁であり、このそれぞれにつき、条約(たとえば

国際司法裁判所規程)の改正は非現実的であるとの認識の下、裁判所規則の改正等、条約の改正を要しない範囲での制度改革を提案することを目的としている。前回のシドニー大会において、ICJおよびITLOSを中心とする中間報告書が提出されており、今回の大会には最終報告書および決議案が提出された。最終報告書は、中間報告書にWTOおよび国家間仲裁に関する記述を含めたものであり、共同報告者のFontanelliが原案を準備し、シドニー大会後3回の委員会会合を経て議論を重ねて作成された。決議案は共同報告者両名の原案を基に、同様に委員会会合で議論を重ねて作成された。日本支部からは、河野真理子と濱本正太郎の2名が毎回の会合に参加した。

今回の大会では、12月3日午後(日本時間)に公式会合が開催された。公式会合の座長はSteven Sengayenが務め、共同委員長(Sandsは欠席)および共同報告者が、報告書および決議案の説明を行った。

報告書は、これら裁判(的)機関における手続の全側面に及び、効率性向上および公正性確保の観点から多くの提案を行っている。詳細は報告書の参照を請うが、上記の制約の範囲内で可能な改革案としてやや大規模なものとしては、訴訟・仲裁当事国以外の国が当該手続において一定の範囲で自らの見解を述べることを可能にすること、証拠の扱いについて具体的な規則を置くことなどがある。

公式会合では、決議案の一部の文言について修正案が出された。その案を踏まえて、共同委員長・共同報告者で最終的な文言を固めることが了承された。これにより、最終報告書・決議案が確定し、本委員会の活動は終了となった。

(濱本正太郎)

⑨ 「持続可能な天然資源管理 (SNRM) における国際法の役割」委員会

本委員会は、「新国際経済秩序の法的側面」委員会 (1978年～1986年)、「持続可能な開発の法的側面」委員会 (1992年～2002年) および「持続可能な開発の国際法」委員会 (2004年～2012年) を継承して2012年に設置された。その8年間の活動を通じて、本委員会は、持続可能な天然資源管理の国際法 (ILSNRM) を多面的に検討してきた。

本委員会は、これまで第1レポート (2016年)、第2レポート (2018年) を作成した。決議とガイドラインから成る今回のレポートは、第3レポート (最終レポート) である。

本委員会会合は、Maria Gavouneli (ギリシャ) 座長の下、12月5日18時～19時40分に開催された。まず Nicolaas J Schrijver (委員長、蘭)、Marie-Claire Cordonier (報告者、カナダ)、Kamal Hossain (Bangladesh) が委員会活動全般、最終レポートの概要、これらの全体的評価を述べ、次いで Christina Voigt (ノルウェー)、Cairo Robb (英)、Markus Gehring (独)、Iliaria Espa (伊)、Alexandra Harrington (コロンビア)、Emmanuella Doussis (ギリシャ) が、それぞれガイドラインの中身を説明した。

ILSNRM の全体像を示すガイドラインは、3章から成る。「I. 地球的・地域的・越境的・国家的 SNRM のガイドライン」は、地球的資源 (天体、大気、気候系、生物多様性、生態系、海洋、鉱物・生物資源)、地域的・越境的資源 (森林、景観、河川、淡水系、移動種)、国家的資源 (森林、景観、土地、鉱産物、エネルギー) における SNRM の現状を紹介する。「II. 国際法文書にみられる潮流と革新および SNRM の諸アプローチ」は、SNRM

に関連する人権、経済、環境、紛争後の平和構築の諸潮流を分析し、科学協力、資金協力、報告・検証、公衆参加、情報・司法アクセス、透明性、利害関係者の関与、衡平な利益配分、紛争解決などの手段とアプローチを考察する。「III. ガイドラインの解釈と適用」は、ガイドラインがニューデリー宣言 (2002年) やソフィア指導声明 (2012年) などの関連する ILA 諸決議の文脈にしたがって解釈・適用されるべきことを述べている。多岐にわたる ILSNRM をとりまとめた Marie-Claire Cordonier に心から敬意を表する。

なお、質疑応答のなかで、遺伝資源に関するデジタル配列情報 (DSI) を SNRM の衡平な利益配分の項に書き込むのは時期尚早ではないかとの意見が出たものの、決議とガイドラインはコンセンサスで採択された。12月13日の総会において Emmanuella Doussis (ギリシャ) が決議とガイドラインを報告し、異議なく承認された。

(西海真樹)

⑩ 非常事態における人権に関する委員会

本委員会は、Christina Cerna (米) と Stefan Kadelbach (独) が共同委員長を務め、Marie-Joseph Ayissi (スイス)、Ioana Cismas (同)、Niels Petersen (仏) を共同報告者として、2022年リスボン大会での最終報告書採択を予定している。2019年7月のドサにおける中間会合を経て、今大会に合わせて中間報告書が公表された。中間報告書は、前身とも言える Enforcement of Human Rights Law 委員会による到達点 (1990年最終報告書) を確認し、de facto/de jure の区別等の概念整理を経て、1990年以降に発展してきた自由権規約委員会や普遍的定期的審査など各種人権機関等の実

行、さらにはヨーロッパ人権裁判所からイスラム協力機構に至る各地域における実行を詳細に紹介したうえで、最後に、非常事態の実体的要件、アロゲートできない権利および権利制限条項に関する暫定的な考察をもって締め括られている。

今回のオンライン公開会合は、日本時間12月8日午前1時から3時に行われ、ILA 米支部代表 Leila Sadat を座長に、Cerna 委員長による導入の後、中間報告書の概略の紹介 (Cismas 報告者)、中間報告書の暫定的考察の説明 (Petersen 報告者)、今後深めるべき理論的問題の提起 (Kadelbach 委員長) が続いた。なお、COVID-19 の世界的流行によって、非常事態に関する各国の様々な対応が試みられる真っ只中、今回の中間報告を迎えた予想外の事態となったことは、とりわけ本委員会に関して特筆に値する。きわめて異例ではありつつも、本委員会がまさに考察対象とすべき事態ながら、この中間報告では、時間的制限から、世界的な対応状況のごく初期段階しかふまえていない。この点、報告者から、委員会が状況の本格的分析に今後取り組んでいく旨の再確認もなされていた。

報告に続く討論も、各報告者の応答を挟みながら活発になされ、COVID-19 に関して欧州各国で非常事態の通報が区々となっている状況の分析の必要性がフロアーから指摘されるなど、本委員会が最終報告に向けて調査・考察を深めていくべき諸論点があらためて浮かび上がっていた。質疑応答の最後には、日本の会員から、この度の京都開催の断念に関する補足とともに、東日本大震災や大戦中の経験に起因する日本固有の状況に留意を促す発言もあった。

(齋藤民徒)

⑪ 「世界文化遺産ガバナンスにおける参加」委員会

本委員会は、2018年から、Jakubowski (ポーランド) を委員長、Lixinski (ブラジル) を報告者として活動している。日本からは河野俊行委員、佐藤代理委員が参加している。

本委員会は2020年12月10日の18時00分から19時50分までオンラインの公開会合を開いた。冒頭、本委員会に先立って活動した「文化財法」委員会の委員長を務めた Nafziger (合衆国) が本委員会設立の経緯等を述べた。その後、中間レポート末尾の4つの勧告について、Lixinski による説明及び各勧告について文化予算、人権としての文化権、先住民の権利、NGO の役割などの観点から討論が行われた。続いて、25周年となる盗取不法輸出文化財 UNIDROIT 条約、15周年となる UNESCO 文化多様性条約、水中文化財保護条約 (2001年)、文化権分野に関する国連の特別報告者の報告書並びに50周年となる UNESCO 文化財不法輸出入等禁止条約及び文化財の原産国への返還又は不法な入手の場合における回復に関する政府間委員会に関して報告が行われた。最後に、今後の作業について、委員の提出する覚書に基づいて確定すること、各国の国内制度の調査を含めること、2021年にオンラインで会合をもつ予定であることを委員長及び報告者が報告した。

(佐藤義明)

⑫ 「国際法における海底ケーブル・パイプライン」委員会

本委員会は2018年に設置され、Ashley Roach (米) を委員長、Tara Maria Davenport (シンガポール) および Danae Azaria (英) を共同報告者として作業を行っている。3名

の出席を得て、本大会における公開会合は、12月10日午後11時から翌日午前1時（日本時間）に開催された。会合では、共同報告者が今回の大会に提出された中間報告の要点について報告を行った後、委員長の司会の下で、その内容に関する質疑応答と、委員会の今後の作業で取り上げるべき論点についての意見の聴取が行われた。

中間報告書は、規則のさらなる明確化や発展を必要とする点を特定することを目的として、海底ケーブル・パイプラインに関する既存の国際法を概観するものである。会合における報告では、まず Azaria から、海底ケーブル・パイプラインに関する国連海洋法条約上の権利は私人に直接帰属するのかという問題や、海底ケーブル・パイプラインの敷設、修理または撤去といった各活動に対する国家間の管轄権配分の問題が説明された。これに続いて、Davenport からは、海底ケーブル・パイプラインに関する権利を行使する際に求められる「妥当な考慮」または「合理的な考慮」の内容が問題となることについて報告が行われた。委員長からは、中間報告書の末尾に委員会が今後取り上げるべき論点の候補が挙げられていることの紹介があり、論点の選択についての意見を特に歓迎する旨の発言があった。

質疑応答では、「妥当な考慮」の内容や、資源開発のために敷設された海底パイプラインなどについて議論が行われた。委員会の今後の作業については、海底ケーブル・パイプラインに対するサイバー攻撃などの安全保障上の問題について複数の参加者から高い関心が示された。その一方で、管轄権の配分や「妥当な考慮」の内容といった基本的な法的枠組みの検討を期待する意見もあった。

今回の公開会合には委員の多くは不参加であったため、今後の作業方針については改めて委員会で検討することとなった。

（西本健太郎）

⑬ 「武力行使」委員会

本委員会は、2019年より「要請による軍事援助 (Military Assistance on Request)」をテーマとする第3期の委員会を発足させた。Claus Kress 教授（独）および Vera Rusinova 教授（露）を共同委員長、James Green 教授（英）および Tom Ruys 教授（ベルギー）を共同報告者とする。今回が最初の公式会議であり、12月7日の午後8時より10時（日本時間）まで開催され、60名前後が参加した。

冒頭、Rusinova 教授より、委員会が検討する主たる論点として、援助を要請する国家の同意の妥当性に関する条件の明確化および非国際的武力紛争 (NIAC) のレベルに達した状況における干渉の合法性が挙げられた。その上で、委員会の結論およびコメントリーはある法 (lex lata) とあるべき法 (lex ferenda) の両方を含むことが強調され、非国際的武力紛争におけるそれに加え、そこに至らない状況における要請による軍事援助や直接の武力行使以外の軍事援助に対する制限が検討される予定だと述べられた。また、現在多くの委員によって地域的な実行および実体的な問題についての検討が進められていると紹介された。これらについては、検討の方向性を確認する質問のほか、検討範囲が広くなりすぎるといった懸念も示された。

その後、まず Antonio Bultrini 委員（伊）により、「紛争の最小化という観点からの要請による軍事援助の（再）構成」と題する報告が行われた。紛争研究の観点から、あるべ

き法に踏み込んだ検討の必要性と、政府・反政府勢力いずれに対する援助・干渉も紛争を激化させるのであり、いずれも禁止される必要性が強調された。次に Eliav Lieblich 委員（イスラエル）により、「なぜわれわれは、国家はいつ外部の干渉に同意できるのかという点に合意できないのか？」と題する報告が行われた。3つの国際法理論（政策指向アプローチ、批判的アプローチ、倫理）に関する検討から、この問題がなぜ解決困難なのかを明らかにしようとするものであった。いずれについても活発な議論が行われた。

本委員会は、2021年5月に検討会合を開催することを予定している。

（森 肇志）

⑭ 「解釈規則の内容と展開」研究部会

表記研究部会の公開会合が、12月7日（月）日本時間深夜11時から12時半までオンラインで開催された。座長は、ILA本部の Bruce Mauleverer が務め、共同部会長の Geir Ulfstein（ノルウェー）、Photini Pazartzis（ギリシャ）、部会共同報告者の Panos Merkouris（ギリシャ）、Daniel Peat（英）の出席の下、オンラインで50人が参加した（部会メンバーは柴田明穂（日）のみ）。ILA スカラーからもコメントがなされた。

最終報告書は、主な裁判所等 ① ICJ/PCIJ、② ITLOS、③ WTO、④ 人権委員会などの人権条約機関、⑤ 米州人権裁判所、⑥ 欧州人権裁判所、⑦ 国際刑事関係裁判所、⑧ アフリカの地域裁判所、⑨ イラン-米国請求裁判所、⑩ 国際投資仲裁、⑪ オーフス条約遵守委員会）について、条約法条約第31条から33条への言及の有無、条約法条約の外にある解釈原理の適用、そして特定の裁判所等が採

用する解釈方針に影響を与える要因に焦点を絞って分析したものである。各裁判所等の解釈実行に関する個別報告（別途 ILA 本部のホームページに掲載）は有益であるものの、それらを統合した最終報告書の結論は表面的なものに留まった感がある。

本部会は今回最終報告書を提出して任務を終了したが、今後の研究課題として、慣習法や一方的法律行為などの非条約文書や行為の解釈手法の検討を提案した。公開会合での議論では、この提案について、委員会設置の妥当性、マンダートの具体化の必要性、スケジュール感などについて意見交換がなされた。最終日の全体会合において、原案どおり決議が採択された。

（柴田明穂）

⑮ 「国際法の国内履行に係るアジアの実践」研究部会

本研究部会は、アジア諸国における国際法の国内履行を通じた国際法の発展を研究することを目的として、Lee Seokwoo 教授（韓・仁荷大学校）を部会長として設置されたものであり、日本支部からは石橋可奈美会員と豊田哲也会員が参加している。本研究部会は、1989年に創設されたアジア国際法発展基金（The Foundation for the Development of International Law in Asia (DILA)）が行ってきたアジア諸国の国際法実践に関する研究活動を基盤として設置に至ったものである。同基金は、国際会議の開催、学術的討議の場としてのワークショップや学生向けに研究成果の還元を目指したアカデミーの開催、Asian Yearbook of International Law (Vol. 1-24 (1991-2018)) や Encyclopedia of Public International Law (forthcoming) の刊行等を

通じて、この分野に関する研究を蓄積し深めてきた。

12月2日に準備会合、11日に公開会合を開催し、Warwick Gullet教授とDustin Kuan-Hsiung Wang教授が国際海洋法、Seryon Lee教授が国際人権法、David Ong教授が国際環境法、Ravindran Rajesh Babu教授が国際通商法におけるアジア諸国の国内履行実践について、それぞれ報告を行った。

アジア諸国の国際法実践については、アジア諸国における言語の多様性のゆえに基礎的な資料の整備が遅れている。そのため、中長期的にはアジア諸国の国際法実践の共通性や一般国際法との相違についての研究を展開するとしつつも、当面は、アジア諸国の実践についての英語での資料をさらに蓄積し、また分析していくことを目指すこととしている。11日の公開会合においては、参加者より、本研究部会が「アジア」に含める範囲やアジアの地域慣習法の形成についての指摘があり、今後、議論を深めていくこととした。

(豊田哲也、石橋可奈美)

理事会および大会全体

全体理事会は、理事長である Mance 卿(英)の司会で、12月10日日本時間午後に行われた。予算の説明や Director of Studies による報告があり、将来の大会として、第80回大会(2022年リスボン)、150周年記念式典(2023年バリ)、第81回大会(2024年デルファイ)、第82回大会(2026年ウィーン)について簡単

な言及があった。

11月29日の開会式において、柳井俊二日本支部代表理事が国際法協会の会長(President)に就任した(任期は2022年の世界大会まで)。また、日本支部創設百周年にあたる12月13日の閉会式では、茂木敏充外務大臣より祝辞を賜った。今回の世界大会では、東京倶楽部、社会科学国際交流江草基金、末延財団、日本財団、創価学会、国立京都国際会館、日本経済団体連合会21世紀政策研究所、国際交流基金、日本学術会議、安達峰一郎記念財団から、ご助成やご配慮を賜った。また、多くの個人・団体の方々からもご寄附を賜った。外務省国際法局の三上正裕前局長及び岡野正敬局長には、種々のご協力を頂いた。今大会の成功は、柳井俊二代表理事のリーダーシップ、浅田正彦実行委員会委員長をはじめとする実行委員会メンバー及びボラリス・セクレタリーズ・オフィスの準備・運営における尽力、熊倉禎男財政委員会委員長をはじめとする財政委員会メンバーの財政面での貢献に拠るところが大きい。記して感謝申し上げたい。

なお、次回第80回世界大会はリスボン(ポルトガル)にて2022年6月19日—24日に開催される予定である。閉会式では Manuel de Almeida Ribeiro ポルトガル支部長よりリスボン大会について説明があり、多くの参加者からリスボン大会への期待が示された。

(中谷和弘、寺谷広司)